「かさい観光ナビ」ホームページをリニューアル

加西市観光まちづくり協会は、市内外の皆さまに加西市の魅力を知っていただき、加 西市を身近に感じていただこうと、4月からホームページをリニューアルしました。

さまざまな情報をシンプルに分類し、サイト内で迷うことなく検索することができま

す。初めて加西を知る人に見てもらう「初めての加西」ページのほか、イ ベント情報を一つにまとめた「イベント」コーナー、季節に合わせたお勧 めの「観光モデルコース」や「観光スポット」など、加西市の魅力を発見 することができます。詳しくは「かさい観光ナビ」で検索してください。





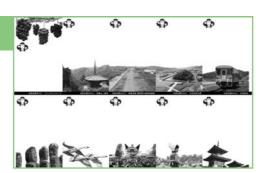
のったりとした贅沢な時間

【問合先】 観光まちづくり協会(商工観光課内) ☎⑩8740 FM(⑪1802 shokokanko@city.kasai.lq.jp

ふるさと加西を名刺でPR

「ふるさとかさい応援隊」を募集します。申し込みをしていただいた 方には、「ふるさと加西応援隊」の名刺をお渡しします。自らが観光大 使になって、多くの方との交流の場で加西をPRしてください。

- ■対象/市内に居住、通勤されている方や事業活動をされている団体
- ■**枚数** / 1 人年間 50 枚
- ■申込/本人確認できるものを持参して商工観光課へ直接申込



名刺には加西市の名所や特産などがずらり

【申込。問合先】 商工観光課(観光振興係) ☎@8740 FX(3)1802 shokokanko@city.kasai.lq.jp

加西球場の愛称「アラジンスタジアム」

加西市は、スポーツ振興施策の充実強化を図るため、加西球場のネーミングライツ(命 名権)を導入しています。4月以降も「アラジンスタジアム」として、株式会社千石 と日本エー・アイ・シー株式会社が継続してネーミングライツスポンサーになりました。 ■スポンサー/株式会社千石(別所町)、日本エー・アイ・シー株式会社(別所町)



■契約期間/平成 26 年 4 月 1 日~ 29 年 3 月 31 日 (3 年間)

■契約金額/3年で200万円

アラジンスタジアム

【問合先】 文化スポーツ課(社会体育係) 🏗 48773 FAX 491803 koryu@city.kasai.lg.jp

お詫びと訂正

広報かさい3月号5頁「泉中学校と北条小学校が全国学校賞を 受賞」の写真説明に誤りがありました。正しくは右の写真のとおり です。また、11頁「ふるさと加西を花と緑であふれるまちへ」の「鶉 野中町花家族の会」とあるのは誤りで、正しくは「鶉野中町環境保 全隊」でした。お詫びして訂正します。



全国教育美術展 で特選に選ばれ た高井優弥くん 北条小4年)

恋愛スキルアップ講座とカップリングパーティー

応募される男性については、講座と同日のカップリングパーティーに参加していただきます。定員は20人です。

■モテるメガネの着こなし術「Cafe + パーティー」 原田敏和さん(メガネランド harada 代表取締役)が おしゃれなメガネの着こなし術をレクチャーします。

日時/5月18日(日)13:30~15:00

場所/メガネランド harada (北条町横尾)

対象/20~39歳の独身男性



■モテる男の安全&スマート車庫入れドラテク講座 「Cafe + パーティー」

青山涼平さん(㈱加西自動車学院代表取締役)が安 全でスマートな車庫入れテクニックを伝授します。

日時/6月29日(日)13:30~15:00

場所/加西自動車学院(殿原町)

対象/20~39歳で自動車運転免許資格のある独身男性



■カップリングパーティー

日時/それぞれの講座と同日 15:30 ~ 18:30 場所/えぇもん王国(北条町横尾)

定員/各20人 参加費/男性 3,500 円 女性 2,500 円 対象/各講座に興味のある 20~39歳の独身女性

申込/①イベント日、②氏名(フリガナ)、③住所、④性別、⑤生年月日、⑥電話番号、⑦メールアドレスを、えぇもん王 国へ FAX (④ 1985) またはメール (e_koi_kasai@yahoo.co.jp) してください。

※上記講座以外にも8月から9月には、「家電情報&スムーズ配線講座」、「恋のパワーストーン!?~墓石パワーで恋愛 カ up ~」を予定しています。募集開始時に広報かさいや市ホームページでお知らせします。

【問合先】 ふるさと創造課(市民参画係) ☎級8706 FW級1800 furuso@city.kasai.lq.jp

国民年金のお知らせ

■保険料の免除申請は2年1カ月前の月分まで

4月から、2年1カ月前の月分まで国民年金保険料の免 除申請ができるようになりました。所得が少ない時や失業 などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合に 申請をすることができます(所得要件あり)。申請が遅れ ると障害年金などを受け取れない場合があります。

■障害年金受給等で法定免除を受けている方も通常納付 できるようになります

4月から、障害基礎年金の受給などにより保険料の免除 「法定免除」となっている方の保険料を通常納付できる「納 付申出制度」が始まります。保険料の口座振替や前納によ る保険料の割引など、便利でお得な制度とあわせて利用で きるようになりました。

■学生は保険料が猶予されます

国民年金制度には、学生で前年所得が基準額以下の方を 対象に、手続きをして承認されると、保険料を納めること が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象/大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・ 専修学校・各種学校などに在籍する学生

所得基準/学生本人の前年所得が 118 万円以下

必要な物/平成 26 年 4 月以降の在学期間がわかる学生証 または在学証明書(遡って申請する方はその 期間の在学期間のわかる物)、年金手帳、印鑑

※日本年金機構が継続申請書(ハガキ)を3月下旬に送 付しています。4月上旬に納付書だけが届いた方は、継 続申請が利用できませんので、再度申請書を提出してく ださい。

【問合先】 加古川年金事務所☎079-427-4740 市民課金428722